

令和元年度第2回大阪府ESCO提案審査会 議事概要

1) 次第1：開会

(事務局)

- ・本審査会について、過半数の委員の出席により本会議が成立していることを報告する。

2) 次第2：

(1) 事業化対象施設や公募方法の見直しについて

(事務局)

- ・資料1及び資料2に基づき、新・大阪府ESCOアクションプラン（以下、新プラン）の進捗及び対象施設や公募方法の見直しについて説明した。

(会長) 順調に進んでいることを確認。改正の内容について事務局案で了承。

(2) ESCO提案審査評価項目内容の改定について

(会長)

- ・ESCO提案審査評価項目内容の改定について、説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料3に基づき、評価項目の改定内容について説明した。

<各委員による質疑>

(会長)

- ・各委員より質問をお願いします。

(委員)

- ・ESCO契約期間の設定年数の差で大きな点数差が生じるのか。

(事務局)

- ・提案する設備の内容が同じであったとしても契約期間を長くすれば各年の利益が大きくなり、期間を短くすると各年の利益は小さくなるが、評価点は提案どうしの各年の利益の比率で決まるため、大きな点数差が生じる場合がある。

(委員)

- ・削減予定額と削減保証額は違うものなのか。また、要綱等で定義されているのか。

(事務局)

- ・本府では、削減予定額だけでなく、これ以上は必ず削減を保証するという保証額という2段階の指標を使っており、両方とも要綱にて定義している。ESCOの契約期間は最大で15年となっており、15年間で大阪府の財政にどれだけのメリットがあるのかということの評価するだけでなく、単年度でどれだけ保証してくれるのかというところで提案の精度を

評価している。

(委員)

- ・災害対応を評価することは非常によいと考えるが、E S C O の概念と災害対応は直接的に結びつかないところもある。どのように説明をするか。

(事務局)

- ・災害時でも設備を動かせるような提案について、これまでは省エネルギーに直接結びつかないため評価できなかったが、この項目を追加することで評価ができる。また、他市町村でもBCPという観点が入れているところが多く、府としても取り入れていくべきと考えている。公共の施設を改修するにあたっての1つのメッセージとして出していくことも重要と考えている。

(委員)

- ・災害対応について、府として事業者にどのような提案をしてほしいかわからないのではないか。評価項目を入れた意味をメッセージとして記載し、発信する必要があるのではないか。

(事務局)

- ・災害時等に機器が使えないといった課題への対応について評価項目としている旨を募集要項などに記載することで考えている。防災的な配慮があるということを明示し、次回の審査会の時にご説明できればと考えている。

(委員)

- ・事務局案で、LED照明について「具体性・妥当性があること」を削除しているが、LED照明を除く設備について「具体性・妥当性があること」についても書きぶりをそろえたほうがよいのではないか。

(事務局)

- ・検討します。

(委員)

- ・案件によって、補助金の有無や太陽光パネルの設置など、評価項目の係数を変えることがあると思うが、審査会の場で係数を決めたりできるのか。

(事務局)

- ・都度変更すると、環境、財政、その他といった大括りの項目での整合性や係数を上げ下げする際の適切な理由も必要であるため、難しいと考えます。もちろん、条件によって事業者が参加しにくい等あれば、審査会の中で議論していただき、条件を変更することは可能です。

3) 次第3：閉会

- ・審議を終了。

以上